

令和2年6月18日

保護者の皆さまへ

文京区子ども家庭部

幼児保育課長 横山 尚人

家庭保育の協力要請期間の延長について

保護者の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご家庭での保育による登園の自粛や保育時間の短縮、また登園にあたっての感染対策の実施など、さまざまなお協力を賜り、誠にありがとうございます。

区内認可保育所等の運営については、6月1日から原則開所としておりますが、6月30日まで「家庭保育の協力要請」期間として、ご家庭での保育が可能な場合には登園を控えるようお願いしてきたところです。皆さまのご協力のもと、出来る限り園内での感染症対策を進めておりますが、園は濃厚接触の場であり、6月以降多くの登園児を迎えている中、感染リスクは避けられない状況です。そのため、都内の感染状況等を鑑み、「家庭保育の協力要請」期間を7月31日まで延長することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1 保育園の運営について

- ◎保育園等の運営は原則開所としておりますが、感染拡大防止のため、引き続き、7月31日まで「家庭保育の協力要請」期間といたします。ご家庭での保育が可能な場合は、ご協力くださいますようお願いいたします。なお、8月以降の対応については改めてお知らせいたします。
- ◎「家庭保育の協力要請」については、保護者の方の判断において、登園を控えることが可能な場合に限り、ご家庭での保育をお願いするものです。ご協力いただけるご家庭に、ご協力いただける範囲でお願いするものですので、登園する場合は、本来の保育の必要性をもってどなたでもご利用いただけます。
- ◎ご家庭での保育については、一日単位だけでなく、保育時間の短縮によるご協力も大変ありがたく、お迎え時間を早めていただくなど、保育時間の短縮にご協力ください。
- ◎「家庭保育の協力要請」期間において、感染拡大防止のため登園を控えていただいた場合は、一日単位とはなりますが、引き続き基本保育料の日割り還付を実施いたします。
- ◎各園で行っております感染症対策には、引き続きご協力をお願いします。
なお、園で新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、臨時休園となります。

2 その他

- ◎「家庭保育の協力要請」は、国の「自治体等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合」に当たる、いわゆる登園の自粛をお願いするものです。
- ◎ご家庭での子育てについてご不安や心配なこと、困りごとなどがありましたら、どうぞ抱え込まずに園または以下の相談先にご相談ください。
- ◎基本保育料の日割り還付について、6月までに「還付請求書」をご提出いただいた方については新たにご提出の必要はありません。（振込先口座を変更する場合はご提出が必要です。）
- ◎お休みされる日や保育時間の短縮については直接園にお伝えください。（日割り還付の対象となる日数については、区から園に確認いたします。）
- ◎育児休業から職場復帰する方の在園資格は8月まで保障する（9月中の職場復帰）こと、また求職活動中の方の就労開始は3か月の期限を必要に応じて9月まで延長すること、合わせて在園中の方が新型コロナウイルス感染症によって失業や離職等となった場合の3か月の再就職の期限についても必要に応じて9月まで延長することについては変更はございません。
- ◎新型コロナウイルス感染症による休園については、2か月の休園期間の上限は適用いたしません。
- ◎国の緊急事態宣言や都の方針等によっては、今回の取扱いを変更する場合があります。

○お勤め先企業に向けて（ホーム>子育て・教育>子育て>新型コロナウイルス感染症に伴う保育施設の運営等について（6月18日時点）「保護者の勤務先企業、事業者の皆さまへ」）
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/hoikushisetsuunnei.html#kigyuu>

【相談先】 ○電話相談（平日午前8時30分から午後5時まで）

健康、育児（栄養、歯科）	保健サービスセンター	03-5803-1807
	保健サービスセンター本郷支所	03-3821-5106
ご家庭での子育ての不安や心配ごと	子ども家庭支援センター	03-5803-1109

3 お問い合わせ

- ◎区立保育園に関すること
子ども家庭部幼児保育課 幼児保育係（電話 03-5803-1189）
- ◎私立保育園に関すること
子ども家庭部幼児保育課 保育施設指導担当（電話 03-5803-1845）
- ◎基本保育料還付（返金）、在園資格に関すること
子ども家庭部幼児保育課 入園相談係（電話 03-5803-1190）